



2018年3月29日

各 位

会 社 名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表取締役会長兼社長 土井 春彦
(コード番号：2427 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 鈴木 一彦
経 営 管 理 本 部 管 掌
電 話 0 3 - 3 2 8 6 - 4 8 8 8 (代表)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2017年12月期（以下「当事業年度」といいます）の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、2016年12月期の有価証券報告書及び当事業年度の第1四半期から第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社の当事業年度の連結財務諸表等に係る決算手続きを進めるなかで、M&A等の一部会計処理が国際会計基準に準拠していないとの指摘を監査法人より受け、国際会計基準第32号第23項の適用に伴い、非支配持分の売建プット・オプションに係る金融負債を計上し、その金額相当を資本から差引く等の修正を行ったため、2016年12月期以降の連結財務諸表等を修正したことによります。

本件は、買収に関連して発生する非定型の見積項目に関する国際会計基準の知見が不十分であったこと、当該見積項目に対する検討やモニタリング体制が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 当事業年度末日までには是正できなかった理由

訂正事項の判明が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、全社で取り組んでいるグローバルガバナンスの強化を計画的に推進するとともに、再発防止に向けて、以下の改善策を講じ

て適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ・社内外の研修等による国際会計基準に関する専門知識の習得、及び経理に精通する専門人材の採用強化
- ・連結決算・財務プロセスの見直しによる重要論点のチェック機能の強化
- ・経理マニュアル、経理関連規程、決算パッケージの見直しによる決算処理業務全体の精度向上

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、買収に関連して発生した非定型の見積項目を再度検証することにより特定し、すべて連結財務諸表に反映しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上